

国立大学法人東京農工大学遺伝子組換え生物安全管理規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学遺伝子組換え生物安全管理規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>国立大学法人東京農工大学遺伝子組換え生物安全管理規程 平成16年4月1日 16教規程第67号</p> <p>第1条～第8条 省略</p> <p>(実験の終了又は中止)</p> <p>第9条 実験責任者は、実験が終了したとき又は実験を中止したときは、遺伝子組換え実験終了・中止報告書により主任者の助言・確認を受けた後、組織等の長を経由して学長に報告しなければならない。</p> <p>第10条～第18条 省略</p> <p>附 則 省略</p>	<p>第1条～第8条 省略(現行どおり)</p> <p>(実験の終了)</p> <p>第9条 実験責任者は、実験が終了したときは、遺伝子組換え実験終了報告書により主任者の助言・確認を受けた後、組織等の長を経由して学長に報告しなければならない。</p> <p>第10条～第18条 省略(現行どおり)</p> <p>附 則 省略(現行どおり)</p>	

附 則(21教規程 第26号)

この規程は、平成21年7月27日から施行する。